

今後の特別支援学校における教育環境の在り方について

—最終まとめ—

宮崎県学校教育計画懇話会

令和3年10月11日

## はじめに

宮崎県学校教育計画懇話会では、本年度、「今後の特別支援学校における教育環境の在り方」について協議を深めてきました。

今日、学校教育においては、誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、特別支援教育の重要性が高まっています。また、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に教育を受けるインクルーシブ教育システムの理念の構築や連続性のある多様な学びの一層の充実・整備が求められています。さらに、小・中・高等学校で学ぶ特別な支援が必要な児童生徒の増加に対応した支援体制の充実や指導者の専門性の向上なども課題となっています。

このような中、特別支援教育への理解や認識の高まりとともに、障がいのある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が増加し続けており、本県においても適切な教育環境の整備が重要になっています。また、一人一人が願う就職などの進路実現も明確な課題となっています。さらに、教育の情報化が進む中、特別支援学校においてもICT活用に必要な環境を整え、学習活動の充実を図ることが求められます。

このようなことから、今後の特別支援学校の在り方を検討し、特別支援学校の教育内容を充実させ、本県における特別支援教育のさらなる推進を図ることが重要であると考えます。

本懇話会では、現状と課題を踏まえた、今後の特別支援学校の教育環境の在り方について協議を重ね、一定の方向性を整理しましたので、ここに報告します。

県教育委員会におかれましては、この最終まとめを参考に、実効性のある特別支援学校の教育環境整備等の取組を展開され、宮崎県における特別支援教育のさらなる推進と充実が図られることを期待します。

## I 今後の特別支援学校における教育環境整備の方向性

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要です。このため、特別支援学校の教育環境整備においては、障がいの状態等に応じ、十分な教育が受けられるようにするとともに、障がいのある子供にとって学校が果たしている役割に対応した、以下の視点が必要です。

- (1) 自立と社会参加の視点
- (2) インクルーシブ教育の視点
- (3) キャリア教育の視点
- (4) 全ての子供が安全・安心に学ぶことができ、一人一人に丁寧に寄り添う優しい教育を目指すという視点

## Ⅱ 特別支援学校の障がい種<sup>1</sup>に応じたこれからの教育環境整備の在り方について

### (1) 各障がい種に対応した特別支援学校の配置の在り方

#### ① 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校の配置の考え方

本県には、視覚障がい特別支援学校は、明星視覚支援学校の1校、聴覚障がい特別支援学校は、都城さくら聴覚支援学校と延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の2校、肢体不自由特別支援学校は、清武せいりゅう支援学校と延岡しろやま支援学校（肢体不自由教育部門）の2校、病弱特別支援学校は赤江まつばら支援学校の1校が配置されています。そのため、各学校から遠方に居住している幼児児童生徒は、長時間の通学や保護者による送迎となり、負担がかかる状況があります。

しかし、一方で、教育の質を維持し向上させるためには、各障がい種に対応した指導の専門性と同じ障がい種の幼児児童生徒の集団による学び合いが重要になります。さらに、それぞれの特別支援学校には、障がい種に応じた教育や体制、乳幼児教育相談や専攻科による職業教育など高い専門性が必要です。そのため、障がい種別の特別支援学校を県内各地に配置した場合、指導の専門性の維持が困難になることも懸念されます。

また、清武せいりゅう支援学校及び赤江まつばら支援学校は、それぞれ隣接する県立こども療育センター及び国立病院機構宮崎東病院に入所・入院している児童生徒が多数在籍しており、各医療機関との連携によって教育を行っています。

これらのことから、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の障がい種別の特別支援学校については、現行の配置を継続し、各特別支援学校から遠方の地域に居住する幼児児童生徒に対しては、通級による指導や巡回による教育相談体制の充実など、新たな取組や工夫をしながら、子供たちが必要な指導等を受けられるようにするとともに、負担にならないための方策を検討する必要があります。

---

<sup>1</sup> 特別支援学校の対象となる障がい種及び障がいの程度は、「学校教育法施行令第22条の3」によって定められており、対象となる障がい種は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱の5障がいである。

## ② 知的障がい特別支援学校の配置の考え方

本県の知的障がい特別支援学校は、分校も含めて9校が配置され、県内各地で教育を受けることができる体制となっています。また、知的障がいに肢体不自由を併せ有する児童生徒への教育を行うため、9校のうち8校は知的障がいと肢体不自由の併置校（以下、知肢併置校という。）となっています。

知的障がいのある児童生徒は、自立に向けた生活面での支援も大切であることから、卒業後に居住地で生活することを考慮した実習等を繰り返し行うなどの進路学習が必要です。そのため、地域で学び、生活することができるよう、知的障がい特別支援学校（知肢併置校を含む。）の配置については、現行の各地域への9校の配置体制を継続していくことが必要であると考えます。

## (2) 各障がい種に応じた特別支援学校の教育の在り方

特別支援学校において、各障がい種に応じた指導の専門性を備えておくことが必要であり、教育を担う教員には、特別支援教育に関する障がい種ごとの専門的指導力が求められます。そのため、教員の指導力向上を目指した研修の充実を推進するとともに、大学の教員養成における各障がい種別の特別支援学校教諭の免許状取得の促進も必要です。

また、特別支援学校の教員が、医療、福祉、保健、労働等の専門家、地域の関係機関やNPO法人等と連携・協力を図り、その知見を活用して適切な指導に当たるために、これらの専門家と連携した教育体制整備の推進が求められます。

さらに、インクルーシブ教育の観点から、全ての障がいのある子供たちに対する特別支援教育の充実を図ることが重要です。そのため、小・中学校等の全ての教員が、特別支援教育の視点をもって教育に当たることができるようにするとともに、特別支援学級や通級指導教室での学びの充実を図るために、それぞれの特別支援学校が障がい種に応じた専門性にに基づき、特別支援学校のセンター的機能によるニーズに応じた支援を行うことが必要です。

### (3) 児童生徒等のニーズに応じた教育環境の整備

本県の特別支援学校では、児童生徒の自立を促し、安心して通学できる機会を保障するために、スクールバスの整備を進めており、保護者の送迎の負担を軽減することにもつながっています。今後も児童生徒の自立や保護者の負担軽減の観点から、様々な実態の児童生徒がスクールバスを利用する環境の整備を継続することが必要です。

特別支援学校の寄宿舎は、遠方に居住する児童生徒の通学の困難さを解消するという役割に加え、親元を離れての集団生活により児童生徒の自立を促すという教育的意義があり、健康で安全な学校生活を送り、将来の社会生活に必要な力を育むことが期待されます。今後も、寄宿舎の果たす役割や機能を踏まえ、必要な整備を行うことが求められます。

また、知的障がい特別支援学校では、児童生徒の増加が顕著となっていることから、教室不足の解消に向けた教育環境の整備のために必要に応じて教室の増設や、校内での増設が困難な学校においては、分教室の設置なども含めた検討が必要です。また、児童生徒の障がいの重度重複化や複雑化、多様化に対応した指導が可能となる教育環境の整備も必要です。

さらに、視覚障がい特別支援学校においては、専攻科卒業生に対し、職業教育に関する学びの支援を行うなど、卒業後の学習の機会に関する障がい種に応じた支援体制についての検討も必要です。

### Ⅲ 知的障がい特別支援学校高等部のこれからの職業教育<sup>2</sup>の在り方について

#### (1) 職業教育の学びの場について

本県の知的障がい特別支援学校高等部には、障がいの程度が重度から軽度まで様々な状態の生徒が学んでいます。特に、近年は、中学校の特別支援学級から入学してくる軽度の知的障がいのある生徒が増加しており、就職を目指す生徒への指導の充実が求められています。

知的障がい特別支援学校高等部では、作業学習や産業現場等における実習において、地域や企業と連携したり、自立支援推進員の学校への配置を行ったりしているものの、高等部卒業生の就職率が全国平均を下回る状態が続いています。

そのため、生徒の能力や可能性を十分に伸ばし、就職の実現に結び付ける専門的な職業教育を行う場の創設や指導の工夫、改善が求められます。他県においては、高等特別支援学校<sup>3</sup>や高等部職業コース<sup>4</sup>を各地の実情に応じて設置し、職業教育を充実させることによって、就職率を向上させている例が多数見られます。本県においても、生徒の自立を目指した職業教育を充実させるために、新たな学びの場として高等特別支援学校の設置が必要です。

また、知的障がい特別支援学校高等部で現在取り組まれている障がいの状態に応じた職業教育を充実するために、職業コースを設け、時代のニーズに対応した作業学習への転換を図ったり、ICTを活用した職業に関する学習を行ったりするなどの取組が望まれます。

なお、職業教育の学びの場の整備においては、生徒の就職を実現させるための職場開拓や卒業後の定着支援、離職防止を図ることなどの就職支援を併せて充実させることが必要です。

---

<sup>2</sup> 一般に、職業教育では特定の職業に就くために必要な知識・技能及び態度を身に付けることを目指すが、知的障がいの生徒に対する教育においては、従来から将来の社会参加を目指し、社会人や職業人として必要とされる一般的な知識・技能及び態度の基礎を身に付けるようにすることが重視されている。知的障がい特別支援学校では、作業学習や産業現場等における実習が指導の中心となる。

<sup>3</sup> 知的障がいの状態が軽度の生徒を対象として、職業教育や専門教育を行う高等部のみの特別支援学校

<sup>4</sup> 知的障がい特別支援学校高等部で、職業教育をより重視したカリキュラムによる教育を行うコース

## (2) 地域に密着した職業教育の充実

知的障がい特別支援学校高等部における職業教育の新たな学びの場の整備に当たっては、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、特別支援教育を進展させていくために、障がいのある生徒と障がいのない生徒が可能な限り共に学べる教育環境の整備を進めていく必要があります。例えば、高等特別支援学校を高等学校に併設することで、高等学校との交流や施設・設備を共有した学びにより、共生社会の一員としての職業能力の育成を図ることが期待されます。他県における取組も参考にしながら、本県の実情に応じた整備の在り方を工夫していく必要があると考えます。

また、知的障がい特別支援学校高等部の生徒は、卒業後もそのほとんどが居住地域で生活しており、住み慣れた地域において、家族や関係機関の支援を受けながら、自立した生活と社会参加を目指しています。そのため、高等特別支援学校の整備に当たっては、生徒の卒業後の生活を見据え、就職を目指すことができる学校の配置が望まれます。